

市川市立新浜小学校PTA会則

第1章 総則

第1条 本会は市川市立新浜小学校PTAと称し、事務局を同校内に置く。

第2条 本会は新浜小学校に在籍する児童の福祉を増進するため、保護者と学校教職員が協力し、学校区内の教育環境を向上することを目的とする。

第3条 本会は、教育を本旨とする非営利的、非政治的な民主的団体として活動する。

第4条 すべてにおける議事は、出席者の過半数の同意によって決定する。

第2章 会員

第5条 本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者と、本校に勤務する教職員とする。

第3章 役員

第6条

1. 本会に次の役員を置く。

- 会長 1名(保護者)
- 副会長 2名以上(保護者)
- 会計 2名以上(保護者)
- 会計監査 2名以上(保護者・教頭)
- 書記 2名以上(保護者)

2. 前項に定める役員のほか、必要に応じて役員会の決定により、事務等その他の役職を置くことができる。

3. 前項により設ける役職の人数は、業務の必要に応じて役員会において定める。

第7条 役員の仕事は1年間とし、毎年度定期総会において改任する。但し再任を妨げない。補欠によって選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第4章 役員会

第8条

1. 役員会は、本校学校長と第6条に規定する役員をもって構成し、会長を補佐して本会の運営にあたる。

2. 役員会は会長が招集する。

3. 役員会の開催は対面の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、適切な方法によって開催できるものとする。

第5章 総会

第9条

1. 総会は全会員で構成され本会の最高機関である。
2. 総会は委任状を含め、会員の過半数（書面または電磁的方法等による議決権行使者も含む）の出席によって成立する。議事は出席者（書面または電磁的方法等による議決権行使者も含む）の過半数で決する。
3. 毎年1回特別の事情がない限り、4月中に会長が定期総会を招集する。総会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に役員会が定める方法により、会員に周知の上、議決権の行使ができるものとする。
4. 役員会が必要と認めた場合、会長が臨時総会を招集する。臨時総会は対面形式における会議の他、書面、電磁的方法、オンライン会議システム等、事前に役員会が定める方法により、会員に周知の上、議決権の行使ができるものとする。
5. 総会に付議または報告すべき事項は次のとおりとする。

★役員承認 ★会則の変更 ★予算、決算承認 ★事業報告 ★その他の重要事項

第6章 活動運営

第10条

1. 主な活動は、年度ごとに役員会で決定する。年度の途中であっても、役員会に図って変更できるものとする。なお、活動および委員の名称は、固定せず、年度ごとに変更できるものとする。
2. 活動ごとに、全保護者より募集し、自主的に集まったメンバーで企画運営する。活動の実施にあたっては必要に応じて、全保護者よりボランティアを募集できるものとする。
3. 活動の企画運営について、必要に応じて、役員が兼務できるものとする。
4. 学級ごとの委員の設置は、必要に応じて、役員会で決定できるものとする。

第7章 選考

第11条

1. 選考チームは会員の中から若干名をもって構成する。役員が兼務することも可能とする。
2. 役員選考に当たっては、会員の推薦（自薦・他薦）した候補者より適任者を選考し定期総会に報告し承認を受ける。
3. 会員の推薦については、書面の他、電磁的方法等、事前に役員会が定め、会員に周知の上、実行するものとする。

第8章 会計

第12条 本会の経費は、会費その他をもってこれに当てる。

第13条

1. 本会の会費は、会員1世帯につき年1,000円とし、年1回の徴収とする。ただし、1月以降の途中入会に限り、翌年度の会費より徴収する。途中退会の場合でも 会費の返還はしない。

2. 本会の会費は活動が大幅に縮小された場合、適宜減額することができる。

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日から始まり、翌年3月31日に終わる。

第9章 付則

第15条 この会則は、総会において出席会員の3分の2以上の賛成によって改正することができる。